

第7次総合計画策定方針

1. 計画の趣旨と位置付け等

本市は、大牟田市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、総合計画を策定し、様々な施策・事業を推進しています。

令和元年に策定した第6次総合計画が令和5年度に終期を迎えることから、第7次総合計画を策定します。

2. 計画策定にあたっての基本的姿勢

(1) 多様な市民意見の反映による計画づくり

大牟田市総合計画条例や大牟田市協働のまちづくり推進条例を踏まえ、策定の各段階での作業や内容を積極的に情報提供し、広く市民の意見を聴くことにより、計画への多様な市民意見の反映による計画づくりを目指します。

【主な取組み】

- ・総合計画審議会の設置と市民委員の公募
- ・市民意識調査の実施
- ・各事業計画策定でのワークショップ・意見交換会等で出された意見やアイデアの活用
- ・パブリックコメントの実施 等

(2) 時代や地域のニーズに的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化が進行する一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、カーボンニュートラルの実現等の環境問題への意識の高まり、地方移住や地域居住の広まりなどによる東京一極集中が変化する兆しなどが見られます。

一方、近年では、新型コロナウイルス感染症のまん延をはじめ、令和2年7月豪雨災害や令和3年8月の大雨など、市民の生命や財産、市政に重大な被害を及ぼすおそれのある新たな感染症や大規模災害への対応を余儀なくされており、今後も引き続き対応力を強化していくことが求められています。

これらの本市を取り巻く環境の変化の把握に努め、これからの時代における課題や地域のニーズに的確に対応できる計画づくりを目指します。

(3) 目的・目標を明確にした計画づくり

本市では、行政マネジメントシステム（※）によるPDCAサイクルを念頭に、施策や事業の点検・見直しを実施しながら、より効果的で効率的な行財政運営を進めてきました。総合計画策定においても同様に、PDCAサイクルを念頭に、総合計画の目指すところを市民にとってわかりやすく、成果重視型の行政運営にも資するよう、施策や事業の目的や達成目標を明確にした計画づくりを目指します。

あわせて、具体的な事業を構築する際には、財政状況を鑑みながら、計画期間中に実施する事業の優先化・重点化を図ることとします。

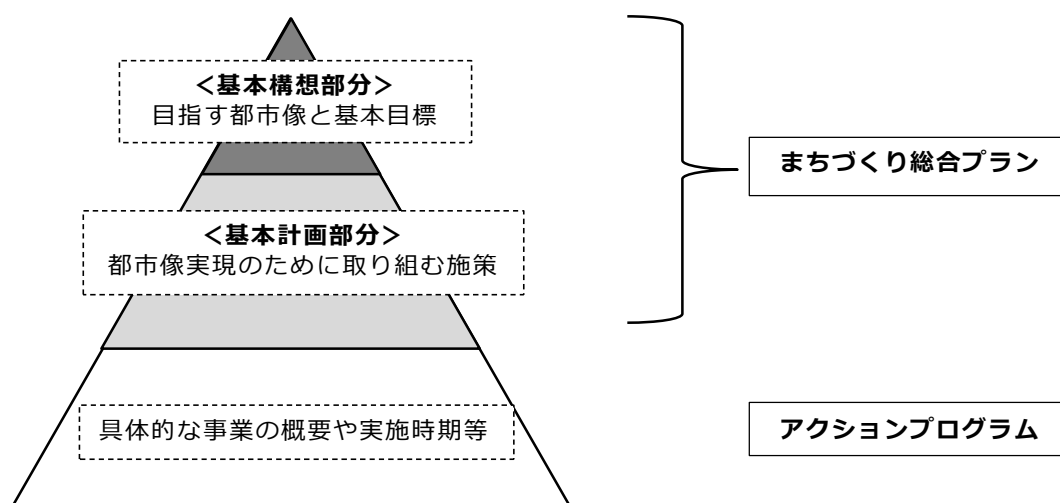
※【本市における行政マネジメントシステム】

年度当初に市の方針及び各部局の重点事業を掲げ（P）、事業実施（D）後に行政評価を実施し（C）、次年度の予算編成やアクションプログラムのローリング（A）へと至る、年間を通じた施策・事業レベルでの点検・見直しを実施。あわせて、人事評価制度における目標管理において、市の方針や各部局の重点事業等をもとに、職員それぞれが取り組む業務やスケジュール等を明確にすることで、着実な推進を企図している。

3. 全体構成と計画期間

（1）全体構成

総合計画の構成は、大牟田市総合計画条例に基づき、将来の都市像や基本目標、都市像の実現に向けた施策の基本的方向と体系を示す「まちづくり総合プラン」、具体的な事業の概要や実施時期等を示す「アクションプログラム」の2段階とします。



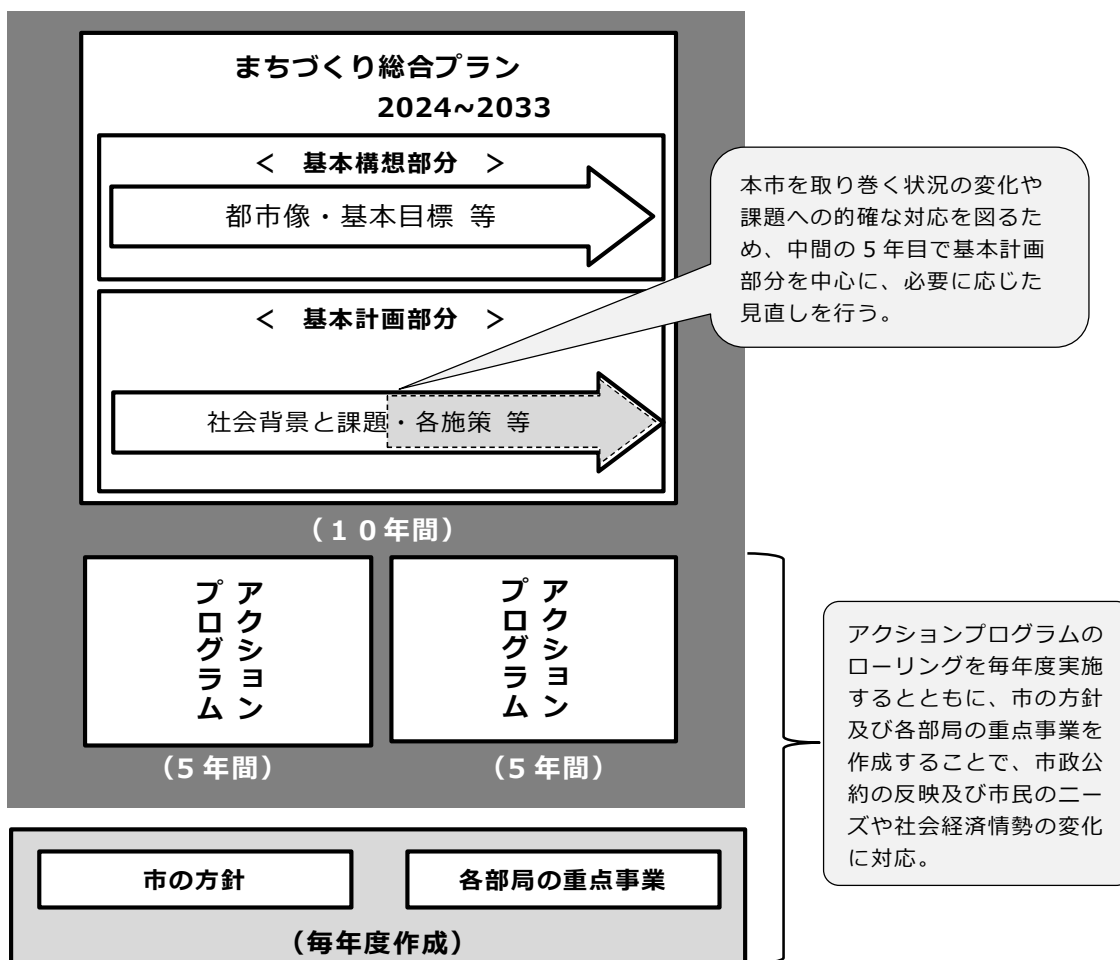
（2）計画期間

まちづくり総合プランについては、中長期的な視点によるまちづくりの指針としての位置づけを明確にするため、計画期間は10年とします。なお、本市を取り巻く状況の変化や課題への的確な対応を図るため、中間の5年目で基本計画部分を中心に再点検し、必要とされる見直しを行うこととします。

アクションプログラムについては、まちづくり総合プランの中間見直しや財政計画との整合を図るため、計画期間を5年とします。

あわせて、市の方針の策定やアクションプログラムのローリングを毎年度実施することにより、市政公約の反映及び市民のニーズや社会経済情勢の変化への対応を行います。

第7次総合計画 【計画期間：10年】



4. 計画策定の体制

総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

(1) 大牟田市総合計画審議会

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する機関とします。

◆設置根拠：大牟田市総合計画条例

※ 委員は次の者のうちから市長が任命。(20名以内)

- (1) 学識経験者
- (2) 経済、労働、文化若しくは医療に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者
- (3) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(2) 総合計画策定会議

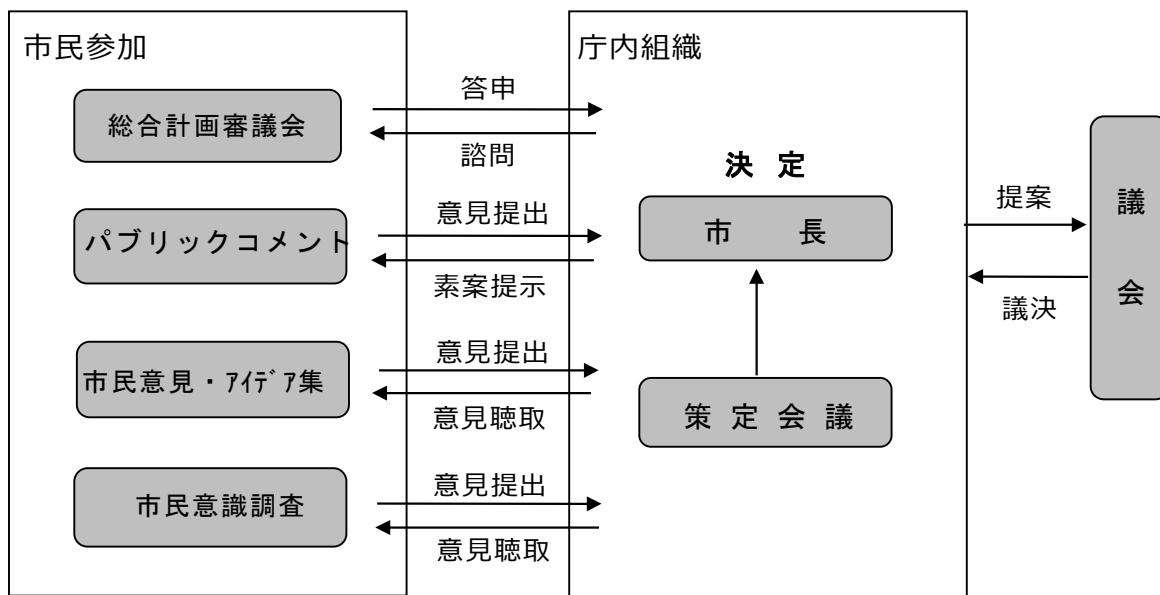
策定会議は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議する組織とし、市長、副市長、部長、消防長、企業管理者、企業局長、教育長、教育委員会事務局長、市議会事務局長をもって構成します。

◆設置根拠：大牟田市総合計画策定会議規程

(3) 庶務

総合計画の策定に関する庶務は、企画総務部において処理します。

【第7次総合計画策定体制】



5. 計画の決定

- (1) まちづくり総合プランは、総合計画審議会の答申を経た後、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市議会の議決を経て決定します。
- (2) アクションプログラムは、総合計画策定会議での議論の後、市政公約との整合を図るとともに、市議会全員協議会での意見等を踏まえ、市長が決定します。

6. 策定スケジュール

令和4年度 基礎調査等

7月～ 市民意識調査、基礎調査実施

1月～ 総合計画審議会 団体等からの委員推薦及び市民委員の公募

令和5年度 計画案の審議・策定

4月～11月 総合計画審議会 審議・答申

9月 議会への説明（まちづくり総合プラン等）
パブリックコメントの実施

2月 議会への説明（アクションプログラム等）
計画案の議会上程